

那 霸 市 公 報

第 1 9 0 0 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例 ◇

- 那霸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（保護管理課）
 1562
- 那霸市下水道条例及び那霸市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局下水道課・料金サービス課） 1564
- 那霸市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例（消防局総務課） 1567
- 那霸市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課） 1569
- 那霸市税条例の一部を改正する条例（納税課） 1573
- 那霸市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課） 1582
- 那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課） 1585
- 那霸市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課） 1588

◇ 規 則 ◇

- 那霸市会計規則及び那霸市消防職員委員会規則の一部を改正する規則（消防局総務課） 1591
- 那霸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課） 1594

◇ 告 示 ◇

- 那霸市共同利用施設（那霸市田原自治会館）指定管理者の指定について（まちづくり協働推進課） 1598
- 那霸市共同利用施設（那霸市安次嶺自治会館）指定管理者の指定について（まち

づくり協働推進課)	1599
○那覇市共同利用施設 (那覇市宮城自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1600
○那覇市共同利用施設 (那覇市高良自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1601
○那覇市共同利用施設 (那覇市宇栄原自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1602
○那覇市共同利用施設 (那覇市当間自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1603
○那覇市共同利用施設 (那覇市真嘉比自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1604
○那覇市共同利用施設 (那覇市小禄自治会館) 指定管理者の指定について (まちづくり協働推進課)	1605
○那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について (公園管理課)	1606
○那覇市精神障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について (障がい福祉課)	1607
○令和 7 年度那覇市一般会計補正予算 (第 5 号) (財政課)	1608
○令和 7 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号) (財政課)	1620
○令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (ちゃーがんじゅう課)	1624
○令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課)	1627
○令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課)	1632
○令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (上下水道局企画経営課)	1637
○令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (上下水道局企画経営課)	1639

◇ 公 告 ◇

○令和 7 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数 (人事課)	1640
--	------

○那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用者公募について (ちゃーがんじゅう課)
..... 1645

◇教育委員会告示◇

○那覇市体育施設の指定管理者の指定について..... 1646

○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について..... 1647

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定について..... 1648

条 例

那霸市条例第44号
令和7年12月26日
公 布 済

那霸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

那覇市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年那覇市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この条及び次条において「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所(法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。))その他の法第68条の5第2項の規定に基づく厚生労働省令(無料低額宿泊所に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令(基準省令第12条第6項第5号ロを除く。)に定める基準の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第45号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

(那覇市下水道条例の一部改正)

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市水道給水条例の一部改正)

第2条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の<u>規定に基づく</u>指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)</u>又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 <u>前項</u>の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければ</p>	<p>2 <u>前項本文</u>の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければ</p>

<p>らない。</p> <p>3 <u>第1項</u>の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第8条第1項の指定を受けないで給水装置工事を行った者</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>ならない。</p> <p>3 <u>第1項本文</u>の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>第41条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第46号
令和7年12月26日
公 布 済

那霸市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市中央消防署	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市北消防署	[略]	
[略]		

那覇市条例第47号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>付則 (炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [略]</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>付則 (炉)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次のア又はイに掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p>

<p>ア～イ [略]</p> <p>(2)～(19) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p>	<p>ア～イ [略]</p> <p>(2)～(19) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>山林、原野等において喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)</p> <p>第29条の8 <u>消防局長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、消防局長が林野火災の発生の危険性を勘案して指定した区域においては、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条の9 <u>火災に関する警報(林野火災の予防を目的とするものに限る。)が発せられた場合における第29条の規定の適用については、同条中「場合における」とあるのは「場合において消防局長が林野火災の発生の危険性を勘案して指定した区域における」とする。</u></p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p>
---	--

<p>第56条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第59条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第59条 次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p>	<p>第56条の3 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第59条第6号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

那覇市条例第48号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により<u>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤</p>

労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けよ

労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者

第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者

(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

付 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

付 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例についての経過措置)

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第12条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつ

	<p style="text-align: center;"><u>て紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p>2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>
備考	<p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>

付 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第8条の2の改正規定及び付則第8項の規定 公布の日
 - (2) 付則第12条の2の2の改正規定及び付則第9項から第11項までの規定 令和8年4月1日
 - (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに付則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- 2 改正後の付則第8条の2の規定及び付則第8項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(公示送達に関する経過措置)
- 3 改正後の第18条の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
(市民税に関する経過措置)
- 4 改正後の第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 6 改正後の第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき改正後の第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する改正後の第36条の3の2第1項又は第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した改正前の第36条の3の2第1項又は第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 7 改正後の第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。))について提出する改正後の第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 8 改正後の付則第8条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(市たばこ税に関する経過措置)
- 9 次項に定めるものを除き、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(改正後の付則第12条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。))に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、那覇市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び改正後の付則第12条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 那覇市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(改正後の付則第12条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 改正後の付則第12条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて

計算した製造たばこの本数

- 11 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

那覇市条例第49号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第3号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 公住法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者の<u>いずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p> <p>(3) 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>(4) [略]</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、<u>次に掲げる条件(規則で定める者にあつては第1号に掲げる条件を除き、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第1号及び第2号に掲げる条件を除く。)</u>を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者の<u>全員が60歳以上の者である場合</u></p> <p>(3) 同居者に<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>次のいずれにも該当する場合</u></p> <p><u>ア 同居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。イ及びエにおいて同じ。)がいること。</u></p> <p><u>イ 配偶者以外の同居者がいないこと。</u></p> <p><u>ウ 第11条第5項の規定により通知した入居指定日から起算して10年を経過していないこと。</u></p> <p><u>エ 入居者及び配偶者が、第8条第1項の規定による入居の申込みをした日において、次のいずれにも該当して</u></p>

<p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として<u>決定</u>し、その旨を、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し<u>通知</u>する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(公開抽選及び選考)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、第1項各号のいずれかに該当する者のうち、規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、優先的に選考することができる。</u></p>	<p><u>いたこと。</u></p> <p>(ア) <u>40歳未満であること。</u></p> <p>(イ) <u>婚姻した日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情である場合にあつては、これに相当する日として市長が定める日)から起算して2年を経過していないこと。</u></p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として<u>決定</u>したときは、その旨を、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し<u>通知するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(公開抽選及び選考)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号のいずれかに該当する者のうち、特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があるとして規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、優先的に選考することができる。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年2月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後に公示する公募に係る入居者の決定について適用し、施行日前に公示した公募に係る入居者の決定については、なお従前の例による。

○

那霸市条例第50号
令和7年12月26日
公 布 済

那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p><u>(1) 保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>(1) 次のいずれかの資格を有する者</u></p> <p>ア 保育士</p> <p><u>イ 沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u></p> <p><u>ウ 沖縄県の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。)</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後</p>	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第51号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例(令和6年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(位置) 第2条 福祉施設の位置は、<u>那覇市字真地270番地</u>とする。</p> <p>(福祉施設の用途) 第3条 [略]</p> <p>2 福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて<u>居宅サービス(法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)</u>を行う事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(使用料) 第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用料は、1月につき、<u>利用期間の初日(前条第2項の規定による更新に係る期間の使用料にあつては、当該更新に係る期間の初日)において、福祉施設を構成する土地について那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条第1項第1号アに規定する計算式で算出した額及び福祉施設を構成する建物について同項第2号に規定する計算式で算出した額の合計額を12で除して得た額</u>とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、<u>同項の規定により算出して得た額</u>を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 <u>前2項</u>の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り</p>	<p>(位置) 第2条 福祉施設の位置は、<u>那覇市字真地277番地</u>とする。</p> <p>(福祉施設の用途) 第3条 [略]</p> <p>2 福祉施設は、前項の事業の用に供するのに併せて<u>市長が適当と認めるサービス</u>を行う事業の用に供することができるものとする。</p> <p>(使用料) 第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 使用料は、1月につき、<u>174,000円</u>とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、事業者指定の有効期間の初日又は利用期間の末日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、<u>同項に規定する額</u>を当該月の日数で除して得た額に当該月における利用期間(第1項ただし書に規定する期間を除く。)の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>5 <u>前項</u>の規定により算出して得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り</p>

り捨てるものとする。

捨てるものとする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那霸市規則第42号
令和7年12月26日
公 布 済

那霸市会計規則及び那霸市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市会計規則及び那覇市消防職員委員会規則の一部を改正する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
消防局	[略]		
	中央消防署	[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

- (1) [略]
- (2) 収納出納員及び収納取扱員

設置箇所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
消防局	[略]		
	北消防署	[略]	
[略]			

(那覇市消防職員委員会規則の一部改正)

第2条 那覇市消防職員委員会規則(平成8年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員の定数) 第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、12人とする。 (1)～(2) [略]	(委員の定数) 第4条 [略] (1)～(2) [略]

(3) <u>中央消防署</u> 2人	(3) <u>北消防署</u> 2人
(4) [略]	(4) [略]
(5) <u>中央消防署</u> の分署又は出張所 2人 (意見取りまとめ者)	(5) <u>北消防署</u> の分署又は出張所 2人 (意見取りまとめ者)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 意見取りまとめ者の定数は、次の各号に掲げる組織の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとし、総定数は、3人とする。	2 [略]
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) <u>中央消防署</u> 1人	(3) <u>北消防署</u> 1人
3～4 [略]	3～4 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市規則第43号
令和7年12月26日
公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格の制限) 第2条 [略]</p> <p>(定期入居の資格) 第3条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件を具備する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) [略]</p> <p>(定期入居の期間) 第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)～(2) [略]</p>	<p>(入居者資格の制限) 第2条 [略] <u>2 条例第6条第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者をいう。</u> <u>(1) 同居者に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号及び第3号において同じ。)がいること。</u> <u>(2) 配偶者以外の同居者がいないこと。</u> <u>(3) 入居者及び配偶者が、条例第8条第1項の規定による入居の申込みをした日において、次のいずれにも該当していたこと。</u> <u>ア 40歳未満であること。</u> <u>イ 婚姻した日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情である場合にあつては、これに相当する日として別に定める日)から起算して2年を経過していないこと。</u> (定期入居の資格) 第3条の2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 第2条第2項に規定する者</u> (定期入居の期間) 第3条の3 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 前条第4号に掲げる者 入居指定日より10年間</u> (定期入居の対象住戸の指定)</p>

<p>(公開抽選)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、公開抽選に当たっては、倍率優遇措置として、次条第1項各号のいずれかに該当する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう措置を講ずることができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の倍率優遇措置のほか、次条第1項第13号に該当する者について、公開抽選における当選確率を引き上げることができる。</u></p> <p>(優先的選考)</p> <p>第5条 <u>条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2 <u>市長は、条例第4条第1項の公募においてあらかじめ指定した住戸については、前項第2号から第6号までのいずれかに該当する者を条例第9条第3項の規定により優先的に選考することができる。</u></p> <p>(特別の事情があるとき)</p> <p>第15条の2 <u>条例第16条第4号に規定する特別の事情があるときとは、入居者又は同居者が婚姻によらないで母又は父となり、かつ、その子と生計を同じくしているときとする。この場合における家賃減免及び徴収猶予の基準は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>第3条の3の2 条例第8条の2第1項の規定による決定は、あらかじめ市長が指定した住戸について行うものとする。</u></p> <p>(公開抽選)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>次条第1項第13号に該当する者については、公開抽選における当選確率を引き上げることができる。</u></p> <p>(優先的選考)</p> <p>第5条 <u>条例第9条第3項に規定する特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があるとして規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>第2条第2項に規定する者</u></p> <p>2 <u>条例第4条第1項の公募においてあらかじめ指定した住戸に係る条例第9条第3項の規定による選考については、前項第2号から第6号まで及び第14号に掲げる者をそれら以外の者よりもさらに優先的に選考することができる。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年2月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第2条第2項、第3条の2、第3条の3、第3条の3の2及び第5条第1項(第14号に係る部分に限る。)は、施行日以後に公示する公募に係る入居者の決定について適用し、施行日前に公示した公募に係る入居者の決定については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 444 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市田原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市田原自治会館
所在地 那覇市字田原 88 番地
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市字田原自治会
所在地 那覇市字田原 88 番地
代表者 與儀 進榮
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 445 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市安次嶺自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市安次嶺自治会館
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 安次嶺自治会
所在地 那覇市字小禄 839 番地 6
代表者 赤嶺 勝信
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

那覇市告示第 446 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宮城自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宮城自治会館
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市宮城自治会
所在地 那覇市宮城1丁目9番10号
代表者 上原 敦
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

那覇市告示第 447 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市高良自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市高良自治会館
所在地 那覇市高良1丁目7番1号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市高良自治会
所在地 那覇市高良1丁目7番1号
代表者 具志 貞吉
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

那覇市告示第 448 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市宇栄原自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市宇栄原自治会館
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 宇栄原自治会
所在地 那覇市宇栄原6丁目12番57号
代表者 赤嶺 政章
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

那覇市告示第 449 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市当間自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市当間自治会館
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8
- 2 指定管理者となる団体
名 称 字当間自治会
所在地 那覇市字小禄 826 番地 8
代表者 渡口 義克
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 450 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市真嘉比自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市真嘉比自治会館
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 真嘉比自治会
所在地 那覇市真嘉比2丁目33番12号
代表者 新垣 セツ子
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

那覇市告示第 451 号
令和 7 年 12 月 22 日
掲 示 済

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）指定管理者の指定について

那覇市共同利用施設（那覇市小禄自治会館）の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、那覇市共同利用施設条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市小禄自治会館
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
- 2 指定管理者となる団体
名 称 那覇市字小禄自治会
所在地 那覇市小禄5丁目4番地6
代表者 高良 広輝
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和16年3月31日まで

那覇市告示第 455 号
令和 7 年 12 月 24 日
掲 示 済

那覇市波の上ビーチ広場の指定管理者の指定について

那覇市波の上ビーチ広場の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、那覇市波の上ビーチ広場条例第 15 条 4 項の規定に基づき次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

1 指定管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 : 那覇市波の上ビーチ広場
- (2) 位 置 : 那覇市若狭 1 丁目 25 番 (旭ヶ丘公園内)

2 指定管理者となる団体

名 称 : ナハ・シー・パラダイス共同企業体
所在地 : 沖縄県那覇市辻 3 丁目 3 番 1 号
代表者 : NPO 法人ナハ・シー・パラダイス協議会
理事長 白石 武博

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 456 号
令和 7 年 12 月 24 日
掲 示 済

那覇市精神障がい者地域活動支援センターの指定管理者の指定について

那覇市精神障がい者地域活動支援センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき令和7年11月定例議会において議決されましたので、那覇市精神障がい者地域活動支援センター条例（平成17年9月30日条例第50号）第9条第4項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定管理を行わせる公の施設管理
名 称 那覇市精神障がい者地域活動支援センター
所在地 那覇市長田1丁目24番27号 第2長田メディカルビル
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人あごらびあ
所在地 那覇市松川445番地の2
代表者 代表理事 嘉手苺 教吉
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

那覇市告示第 487 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年(2025 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,628,959 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191,334,522 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		千円 119,117	千円 15,286	千円 134,403
	1 地方特例交付金	118,553	15,273	133,826
14 使用料及び手数料	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	564	13	577
		3,662,605	△1,492	3,661,113
15 国庫支出金	1 使用料	2,945,141	△1,492	2,943,649
	2 国庫補助金	56,648,834	360,696	57,009,530
16 県支出金	3 委託金	11,504,049	360,610	11,864,659
	2 県補助金	99,466	86	99,552
18 寄附金		21,144,310	△20,717	21,123,593
	2 寄附金	9,807,235	△20,717	9,786,518
19 繰入金		1,175,561	366,391	1,541,952
	1 寄附金	1,175,561	366,391	1,541,952
	2 基金繰入金	7,858,521	935,045	8,793,566
		7,692,673	935,045	8,627,718

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		千円 3, 828, 189	千円 158, 235	千円 3, 986, 424
	1 繰越金	3, 828, 189	158, 235	3, 986, 424
21 諸収入		2, 482, 248	29, 315	2, 511, 563
	4 受託事業収入	134, 883	3, 800	138, 683
	5 雑入	1, 986, 953	25, 515	2, 012, 468
22 市債		11, 633, 400	△213, 800	11, 419, 600
	1 市債	11, 633, 400	△213, 800	11, 419, 600
歳 入	合 計	190, 305, 563	1, 628, 959	191, 934, 522

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 781,121	千円 1,081	千円 782,202
	1 議会費	781,121	1,081	782,202
2 総務費		18,142,078	495,392	18,637,470
	1 総務管理費	15,065,302	483,256	15,548,558
	2 徴税費	1,350,882	4,104	1,354,986
	3 戸籍住民基本台帳費	984,367	930	985,297
	5 統計調査費	235,336	6,939	242,275
	6 監査委員費	115,867	163	116,030
3 民生費		101,919,854	695,713	102,615,567
	1 社会福祉費	37,105,878	50,047	37,155,925
	2 児童福祉費	38,204,444	661,638	38,866,082
4 衛生費	3 生活保護費	26,609,531	△15,972	26,593,559
		15,452,303	190,062	15,642,365
1 保健衛生費		11,310,670	174,905	11,485,575
	2 清掃費	4,141,633	15,157	4,156,790

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 736,746	千円 △37	千円 736,709
	1 農業費	78,243	△37	78,206
7 商工費		1,431,010	616	1,431,626
	1 商工費	1,431,010	616	1,431,626
8 土木費		16,514,732	50,231	16,564,963
	2 道路橋りょう費	1,849,460	525	1,849,985
	4 都市計画費	7,760,686	70,098	7,830,784
	5 住宅費	5,270,234	△20,392	5,249,842
9 消防費		4,245,506	65,750	4,311,256
	1 消防費	4,245,506	65,750	4,311,256
10 教育費		19,327,756	△6,835	19,320,921
	1 教育総務費	4,547,179	1,068	4,548,247
	2 小学校費	4,210,896	△49,926	4,160,970
	3 中学校費	3,275,377	10,590	3,285,967
	4 社会教育費	3,275,910	△5,620	3,270,290

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 保健体育費	千円 4,018,394	千円 37,053	千円 4,055,447
12 公債費		10,941,385	136,986	11,078,371
	1 公債費	10,941,385	136,986	11,078,371
歳 出	合 計	190,305,563	1,628,959	191,934,522

第 2 表 繰越明許費補正
追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費			342,374
	1 総務管理費		342,374
4 衛生費		住民異動受付支援システム導入事業	8,498
		基幹系システム標準化事業	333,876
			98,276
	1 保健衛生費		73,269
8 土木費		保健所非常用発電機設置事業	73,269
	2 清掃費		25,007
		旧最終処分場法面对策事業	25,007
			416,676
	2 道路橋りょう費		263,345
		道路維持管理事業	56,345
		橋りょう長寿命化修繕事業	131,000
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	75,000

款	項	事 業 名	金 額
		交通安全施設整備事業 (特交金)	1,000
	4 都市計画費		153,331
		街路整備事業 (公共投資交付金)	83,800
		公園施設新設改良整備事業 (防衛交付金)	69,531
10 教育費			1,099,371
	2 小学校費		192,979
		小学校環境整備事業 (トイレ整備)	154,714
		小学校施設ブロック塀対策事業	38,265
	3 中学校費		116,944
		中学校環境整備事業 (トイレ整備)	116,944
	4 社会教育費		789,448
		社会教育施設老朽化抑制事業 (塩害防止、長寿命化) (首里公民館・図書館)	789,448
合	計		1,956,697

第 3 表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限 度	額
安次嶺原の壕発掘調査業務委託事業（文化財課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		41,063
那覇市総合福祉センター泡消火設備更新工事（福祉政策課）	令和 8 年度		61,743
医療的ケア児保育支援事業に係る看護師派遣委託料 （こども教育保育課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		48,172
公立こども園における一時預かり保育・延長保育の利用料徴 収キャッシュレス化事業（こども教育保育課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		3,963
道路維持管理業務委託（道路管理課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		182,556
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		30,920
道路路面清掃業務委託（道路管理課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		47,135
街路樹維持管理業務委託（道路管理課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		115,302
おもろまろ駅前交通広場道路情報センター警備業務委託 （道路管理課）	令和 7 年度から 令和 9 年度まで		10,098

事 項	期 間	限 度 額
おもろまち駅前広場及び道路情報センター清掃業務委託 (道路管理課)	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	14, 124
那覇市道路占有管理システム運用・保守管理業務委託 (道路管理課)	令和 7 年度から 令和 1 0 年度まで	6, 369
都市公園巡回警備業務委託 (公園管理課)	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	49, 540
新婚若者世帯公募業務委託 (市営住宅課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1, 315
学校情報機器等整備事業 (GIGA) (学務課)	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	993, 935

単位：千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食調理業務委託事業 (天久学校給食センター) (学校給食課)	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	232, 023	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	234, 091

単位：千円

3 廃 止

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託 (国保・介護・後期区分) (情報政策課)	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	33, 396

事 項	期 間	限 度 額
基幹系システムガバナメントクラウド運用管理補助業務委託 (住記等) (情報政策課)	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	57,077
基幹系システム運用事業 (住記・税・公営住宅区分) (標準準拠) (情報政策課)	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	1,060,126

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	319,900	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行つた後においてはその見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。	330,600	補正前に同じ	同じ	
4 社会福祉施設整備事業	113,200				93,700			
11 都市公園整備事業	231,700				252,500			
14 教育施設整備事業	2,985,800				2,760,000			

那覇市告示第 488 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年(2025 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,260,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195,194,722 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 57,009,530	千円 2,900,073	千円 59,909,603
	2 国庫補助金	11,864,659	2,900,073	14,764,732
19 繰入金		8,793,566	360,127	9,153,693
	2 基金繰入金	8,627,718	360,127	8,987,845
歳 入	合 計	191,934,522	3,260,200	195,194,722

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民生費		102,615,567	1,868,283	104,483,850
	1 社会福祉費	37,155,925	736,210	37,892,135
4 衛生費	2 児童福祉費	38,866,082	1,132,073	39,998,155
		15,642,365	319,000	15,961,365
7 商工費	1 保健衛生費	11,485,575	319,000	11,804,575
		1,431,626	1,072,917	2,504,543
	1 商工費	1,431,626	1,072,917	2,504,543
歳 出	合 計	191,934,522	3,260,200	195,194,722

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款		項	事 業 名	金 額
9 消防費				462,410
		1 消防費		462,410
			(仮称) 識名出張所整備事業	462,410
合		計		462,410

単位：千円

那覇市告示第 489 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年(2025 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,209 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,902,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		千円 6,394,628	千円 △9,884	千円 6,384,744
3 国庫支出金	1 介護保険料	6,394,628	△9,884	6,384,744
		7,589,408	△9,541	7,579,867
	1 国庫負担金	5,371,054	△7,910	5,363,144
	2 国庫補助金	2,218,354	△1,631	2,216,723
4 支払基金交付金		8,049,916	△10,416	8,039,500
	1 支払基金交付金	8,049,916	△10,416	8,039,500
5 県支出金		4,215,020	△4,660	4,210,360
	1 県負担金	3,928,534	△4,943	3,923,591
	3 県補助金	286,485	283	286,768
7 繰入金		5,724,007	14,809	5,738,816
	1 他会計繰入金	5,232,321	14,809	5,247,130
9 諸収入		2,937	40,901	43,838
	2 雑入	1,554	40,901	42,455
歳 入	合 計	32,881,232	21,209	32,902,441

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		770,297	18,962	789,259
	1 総務管理費	397,875	12,548	410,423
	2 徴収費	47,989	581	48,570
	3 介護認定審査会費	324,433	5,833	330,266
2 保険給付費		28,614,116	0	28,614,116
	1 介護サービス等諸費	27,940,690	0	27,940,690
	2 介護予防サービス等諸費	637,671	0	637,671
5 地域支援事業費	3 その他諸費	35,755	0	35,755
		2,083,650	2,247	2,085,897
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,046,877	357	1,047,234
	2 一般介護予防事業費	149,180	603	149,783
	3 包括的支援事業・任意事業費	883,116	1,287	884,403
	4 その他諸費	4,477	0	4,477
歳 出 合 計		32,881,232	21,209	32,902,441

那覇市告示第 490 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年(2025 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,119 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,827,360 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		千円 26,792,697	千円 1,523	千円 26,794,220
	1 県負担金	26,792,696	1,523	26,794,219
6 繰入金		4,541,250	8,179	4,549,429
	1 他会計繰入金	4,541,249	8,179	4,549,428
8 諸収入		1,181,946	△1,583	1,180,363
	3 雑入	1,155,761	△1,583	1,154,178
歳 入	合 計	37,819,241	8,119	37,827,360

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 787,564	千円 5,554	千円 793,118
	1 総務管理費	580,025	1,565	581,590
	2 徴税費	103,396	2,352	105,748
	5 医療費適正化特別対策事業費	51,989	1,637	53,626
	2 保険給付費	25,992,192	3,523	25,995,715
3 国民健康保険事業費納付金	1 療養諸費	21,953,236	2,000	21,955,236
	2 高額療養費	3,866,788	1,523	3,868,311
		10,181,355	△1,583	10,179,772
6 保健事業費	1 医療給付費分	7,050,968	196,637	7,247,605
	2 後期高齢者支援金等分	2,358,783	△180,296	2,178,487
	3 介護納付金分	771,604	△17,924	753,680
6 保健事業費		273,633	625	274,258
	1 特定健康診査等事業費	199,091	△43	199,048
6 保健事業費	2 保健事業費	74,542	668	75,210
	歳 出 合 計	37,819,241	8,119	37,827,360

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
1 総務費			8,095
	1 総務管理費		1,840
		一般事務費	1,840
	2 徴税費		6,255
		賦課徴収事務費	6,255
合	計		8,095

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

単位：千円

追 加	事 項	期 間	限 度	額
	国民健康保険税試算システム使用料 (国民健康保険課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		198
	国保納税通知書等データ印字業務委託 (標準化延伸対応) (国民健康保険課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		2,064
	ゼロ窓封筒作製費 (標準化延伸対応) (国民健康保険課)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		2,462

那覇市告示第 491 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年(2025 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,047 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,200,853 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 815,366	千円 1,047	千円 816,413
	1 一般会計繰入金	815,366	1,047	816,413
歳 入	合 計	5,199,806	1,047	5,200,853

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 60,771	千円 1,047	千円 61,818
	1 総務管理費	38,522	912	39,434
	2 徴収費	22,249	135	22,384
歳 出	合 計	5,199,806	1,047	5,200,853

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 総務費			2,851
	2 徴収費		2,851
		徴収事務費	2,851
合	計		2,851

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

単位：千円

追 加	事 項	期 間	限 度	額
	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係係票作製費（標準化延伸対応）（国民健康保険課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		2,232
	後期高齢者医療保険料セロ窓封筒作製費（標準化延伸対応）（国民健康保険課）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで		562

那覇市告示第 492 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年 (2025 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,199,754 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 88,884 千円、減債積立金 125,002 千円、建設改良積立金 841,124 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,144,744 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,213,600 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,920 千円、減債積立金 125,002 千円、建設改良積立金 851,934 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,144,744 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	資本的収入	761,153 千円	19,550 千円	780,703 千円
第 1 項	補助金	75,000 千円	8,050 千円	83,050 千円
第 5 項	企業債	0 千円	11,500 千円	11,500 千円
支 出				
第 1 款	資本的支出	2,960,907 千円	33,396 千円	2,994,303 千円
第 1 項	建設改良費	1,121,177 千円	33,396 千円	1,154,573 千円

(企業債の補正)

第 3 条 予算第 8 条を第 9 条とし、第 6 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 11,500	証書借入 又は証券 発行	年 5 %以内 (ただし、利率見 直し方式での借り 入れを行った場合 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	償還期間は、据置 期間を含め 40 年以内 とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等によ る。 ただし、財政の都 合により、据置期間中 であっても繰上償還 し、償還年限を変更 し、又は借り換えるこ とができる。

那覇市告示第 493 号
令和 8 年 1 月 15 日

令和 7 年 (2025 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	8,928,868 千円	△31,373 千円	8,897,495 千円
第 1 項 営業収益	8,326,730 千円	△347,150 千円	7,979,580 千円
第 2 項 営業外収益	602,137 千円	315,777 千円	917,914 千円

公 告

那覇市公告第 669 号
令和 7 年 12 月 24 日
掲 示 済

令和 7 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第 58 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 知念 覚

<等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について>

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和 7 年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表 (1) 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。
この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499
FAX 098-943-0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	308	14.8	主事	195	606	29.2	主事級
				技師	21			
				教育相談員	1			
				学芸員	2			
				消防士	69			
				公民館主事	3			
				保育教諭	17			
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	298	14.3	主事	207	606	29.2	主事級
				技師	42			
				教育相談員	3			
				消防副士長	18			
				公民館主事	1			
				学芸員	2			
				保育教諭	25			
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	531	25.5	主任主事	291	532	25.5	主任級
				主任技師	57			
				主任保育士	4			
				主任学芸員	5			
				主任保育教諭	88			
				主任公民館主事	5			
				主任教育相談員	3			
				消防士長	77			
消防副士長	1							
4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	469	22.6	主査	354	469	22.6	主査級
				専門主査	11			
				児童館長	1			
				教育保育指導主査	5			
				専門員主査	1			
				教頭	19			
				学芸員主査	3			
				分館長	5			
				館長 (主査級)	4			
				消防司令補	66			

5 級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	288	13.9	主幹	236	288	13.9	主幹級
				専門主幹	9			
				消防司令	15			
				園長	18			
				教育保育指導主幹	5			
				副所長	3			
6 級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務	142	6.8	課長	59	142	6.8	課長級
				副参事	34			
				担当副参事	27			
				支所長	3			
				室長	8			
				出納室長	1			
				館長(課長級)	2			
				消防司令長	7			
所長	1							
7 級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	27	1.3	副部長	15	27	1.3	副部長級
				参事	8			
				次長	2			
				監査委員事務局長	1			
				選挙管理委員会事務局長	1			
8 級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務	16	0.8	政策統括調整監	1	16	0.8	部長級
				部長	12			
				参事監	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
合 計		2,079	100.0					

2 医療職給料表 (1) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	医師又は歯科医師の職務	0	0	—	—			主事級・主任級・主査級
2 級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	0	0	—	—	0	0	
3 級	1 課長又は副参事の職務 2 主幹の職務	2	66.7	主幹	2	2	66.7	課長級・主幹級
4 級	1 保健所長又は参事監の職務 2 参事の職務	1	33.3	保健所長	1	1	33.3	部長級・副部長級
合 計		3	100.0					

3 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	0	0	—	—			主事級
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	2	8.3	栄養士	2	2	8.3	
3 級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務	12	50.0	主任栄養士 主任言語聴覚士 主任臨床検査技師 主任作業療法士 主任診療放射線技師 主任薬剤師 主任獣医師	5 1 1 2 1 1 1	12	50.0	主任級
4 級	主査の職務、主任薬剤師 (主査級)	8	33.3	主査	8	8	33.3	主査級
5 級	主幹の職務	2	8.3	主幹	2	2	8.3	主幹級
6 級	課長又は副参事の職務	0	0	—	—	0	0	課長級
合 計		24	100.0					

4 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2 級	保健師の職務	22	26.8	保健師	22	22	26.8	主事級
3 級	主任保健師の職務	26	31.7	主任保健師	26	26	31.7	主任級
4 級	主査の職務	19	23.2	主査	19	19	23.2	主査級
5 級	主幹の職務	11	13.4	主幹	11	11	13.4	主幹級
6 級	課長又は副参事の職務	4	4.9	課長	1	4	4.9	課長級
				担当副参事	3			
合 計		82	100.0					

5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	0	0	—	—			
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	0	0	—	—	0	0	主事級
	2 消防副士長の職務							
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務	0	0	—	—	0	0	主任級
	2 困難な業務を処理する消防副士長							
	3 特に困難な業務を処理する教諭の職務							
4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	0	0	—	—	0	0	主査級
5 級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	0	0	—	—	0	0	主幹級
合 計		0	0					

那覇市公告第 673 号
令和 7 年 12 月 26 日
掲 示 済

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用者公募について

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用者の公募の実施について次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用者公募
- 2 施設所在地 那覇市字真地 277 番地 真地市営住宅 B-3 棟
- 3 施設用途 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を必須とし、併せて那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設管理運営要綱に規定するサービスの提供も可とする。
- 4 使用料 月額 174,000 円
- 5 利用期間 看護小規模多機能型居宅介護の指定の有効期間の初日から起算して 6 年を超えない範囲内とします。
また、1 回に限り 6 年を超えない範囲内で利用期間の更新を可とします。
- 6 応募締切 令和 8 年 2 月 13 日 (金)
- 7 事業者説明会 日時 令和 8 年 1 月 13 日 (火) 10:30~
場所 那覇市役所本庁舎 1 階 市民会議室
- 8 提出書類 那覇市ホームページからダウンロード
- 9 利用者の決定について

複数の応募があった場合には、サービスの質と継続性の確保、そして公平かつ公正な観点から、那覇市地域密着型サービス運営委員会によって選定を実施し、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用候補者を決定いたします。

10 その他詳細

留意事項や応募要件等の詳細につきましては、那覇市ホームページをご確認ください。

11 提出・問い合わせ先

那覇市福祉部 ちゃーがんじゅう課 施設グループ

担当者：比嘉、橋口

電話：098-862-9010 FAX:098-862-9648

E-Mail: naha_h_tya-gan002@city.naha.lg.jp

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 1 号
令和 7 年 12 月 23 日
掲 示 済

那覇市体育施設の指定管理者の指定について

那覇市体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき令和7年11月那覇市議会定例会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市民体育館	那覇市字識名 1227 番地
(2) 漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町37番 1 号
(3) 那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町 2 丁目70番地 9

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会
所在地：那覇市字識名1227番地
代表者：会長 平良 悟

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

那覇市教育委員会告示第 2 号
令 和 7 年 1 2 月 2 5 日
掲 示 済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定について

那覇市繁多川公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 7 年 11 月那覇市議会定例会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市繁多川公民館
所在地 那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人 1 万人井戸端会議
所在地 那覇市繁多川 4 丁目 1 番 35-301 号 宮城荘 B
代表者 代表理事 南 信乃介
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

那覇市教育委員会告示第 3 号
令 和 7 年 1 2 月 2 5 日
掲 示 済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定について

那覇市若狭公民館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 7 年 11 月那覇市議会定例会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 宮 里 寿 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市若狭公民館
所在地 那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ
所在地 那覇市若狭 2 丁目 17 番 8 号 2 階 若狭 2 丁目自治会事務所内
代表者 理事長 伊地 柴基
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで